

# 光市医師会報

平成9年11月号

No. 301



神 靈

光市医師会

## 「労災・自賠責担当理事協議会に出席して」

## 自賠責担当理事 光 武 達 夫

平成九年十月九日郡市の自賠責担当理事協議会が開催された。今回は新しい議題はなく、平成八年四月より山口県医師会が採用した自賠責医療の新算定基準の運用状況とトラブル発生事例についての具体的解説と対応についての説明が主とした議題であった。

自賠責の基準案(新算定基準)を採用実施している医師会は日本全体で33都府県である。山口県医師会も平成八年四月より交通事故医療(自動車災害)に対して労災医療に準じた基準案を採用した。現在この制度のメリット、デメリットが注意深く観察され見守られている時期である。今回の「協議会」の協議事項の中の「自賠責医療の現状報告」と「最近のトラブル事例について」を検討したところ問題点は次に述べるように大まかに4つに大別されると考えられたので以下項目別にその問題点の要点について述べたい。

## 1. 健康保険の使用に関して

損保側から自動車災害に対し健康保険の使用を要請される例が少しずつ増えている。加害者が被害者のためと思ってたのんてくることもあるが免停になるからとか、まだ若いからとかいう理由もある。このような健保を勧められるケースはわりと事故における被害者の過失割合が問題になるケースが多く過失割合が高い例ほどそのような要求が出されることが多い。但し県医師会では自動車保険を使うということを原

則としている。損保側の言い分は20-30%被害者に過失があれば被害者もそれに応じた負担をしなければなりませんよという考え方なので、そういう場合健保使用を勧められる事になる。

損保が事故の割合を判断してそれに健保使用を強要することには問題がある。電話でたのんできたりするが自賠責の枠の120万で対応出来そうなら断ってもよい。

なお健保でやった場合診断書をかく必要があるかという問題が出てくるがこれは法的にはないが、しかし示談が出来ないので被害者がこまることがありえるのでその辺の事は加味されてやっていただきたい。

自賠責は現在の所黒字続きで、率を下げる気配がある。しかし任意保険にはそのような動きはない。それは任意を下げると損保は損をするのが明らかだからである。第3セクター方式の自賠責が出来ることが理想である。

休業補償費、慰謝料は上がっているのに自賠責の額120万はずっと変わっていない、自賠責は上記を含めた額なので、当然引き上げるべきで日医は大蔵省に自賠責の枠を200万に上げるよう要求している。

## 2. 再診時療養指導料について

損保側から上記の指導料の取り過ぎではないかというクレームがつくケースもふえてきている。

この再診時療養指導料は来院時なんらかの指導、指示をすればとれるわけではある

が、その旨をカルテに記録しておく必要がある。基準案は労災診療に準じているので労災の指導料算定に準じて医師の裁量権でやってもらってよいが面接をしないでこの再診時指導料をとることには問題があり、クレームがつきやすいと思われる。再診の数即指導の数では説得がむづかしいので考慮していただきたい。

### 3. 支払い遅延に関するもの

交通事故医療でもめて弁護士の介入があった例が2件あった、治療費の因果関係も含めて裁判にまでなった例があり、このような場合治療費の支払いは一時中断される。このようにベンディングになっているケースもある。もめてごたごたした場合、損保は弁護士をたてプレッシャーをかけようとする気配がある。裁判になると支払いがストップされるのでそれ以前に手を打たないとまずいことになる。だからそのようになる以前に文書ですぐ県医師会の方へしらせて欲しい。弁護士介入の理由は軽度物損程度では入院を認めないといったり治療費の因果関係も含めて様々であった。

損害保険会社によっては代理店をたてて折衝に入ってくることもある。その代理店とのトラブルも数件あった。代理店が介入するようであれば、損保会社の担当者とは

パイプを作った方がスムーズに行くケースが多い。代理店がすべて悪物とはいわないが質がわるかったり機能をはたしていないのもあるので気をつけたい。

患者から保険会社を聞いてその方へ連絡してパイプをつくる方がよい。

### 4. 損保会社に関して

損保会社によって支払いがスムーズな会社と遅れる会社があり大部差がある。

これは自動車保険医療協議会に加入している損保とそうでない損保とがあり、入っていない損保（外国、共済他）も多く、これらとは話し合いがスムーズに行くとは限らない、なにか問題があったら県医の方で対応するので相談して下さい。

損保会社等からの文書による問い合わせがくることがまだまだあるようだが、これは法的には私文書であるので書きたくなければ書かなくてもよい、書いた方がスムーズに行くようなら書けばよい。文書料も決められないが3千～5千円の範囲で考えられよう。

電話による問い合わせには法的には応じなくともよい。正式には文書で回答するといつて、文書料はこれこれの値段ですよと言っておいた方がよいようである。



## 平成9年度 郡市医師会地域医療計画

## 担当理事協議会の報告

## 担当理事(代) 大月 恭 範

平成9年10月16日、山口県医師会館にて開催された。

まず、介護支援専門員指導者I期研修報告があった。これは厚生省の高齢者介護サービス体制整備支援事業の1つとして、介護支援専門員の養成のために行なわれた。このモデル事業はケアプラン作成に重きをおいたように構成されている。要介護認定基準は平成8年度のモデル事業を検証して、その改良の上に平成9年度全国で347地区、山口県は9地区(市町村)でモデル事業が行われる。これは要介護認定を新しく改良されたもので介護認定調査を行うということと、平成8年度に介護認定されたものを、平成9年度にもう一度要介護認定をして、その中からケアプランをたてていくというのが事業となっている。今回はこのモデル事業に登録するかどうかの調査協力同意書をとることになっており、これが回収されると介護認定調査が行なわれる。介護認定調査は概況調査と基本調査および特記事項からなり、これにかかりつけ医意見書を添えて一次判定が行なわれる。更にこれらの資料を介護認定審査会にかけ、もう一度一次判定に変更がないかどうかの二次判定を行なう。山口県でも9市町村で11~12月にかけて審査が行なわれる。

次に、山口赤十字病院末永和之氏より「我国における緩和ケアの動き」について解説された。現在(1997.9.1現在)全国で緩

和ケア病棟承認施設は33施設となった。ホスピス・緩和ケアは治療不可能な疾患の終末期にある患者および家族のクオリティーオブライフの向上のために、さまざまな専門家が協力して作ったチームによって行なわれるケアである。

ケアの要件は以下の5項目である。

- 1) 人が生きることを尊重し、誰れにも例外なく訪れる「死への過程」に敬意を払う。
- 2) 死を早めることも死を遅らせることもしない。
- 3) 痛みやその他の不快な身体症状を緩和する。
- 4) 精神的・社会的な援助を行ない、患者に死が訪れるまで、生きていることに意味を見いだせるようなケアを行なう。
- 5) 家族が困難を抱えて、それに対処しようとするとき、患者の療養中から死別したあとまで家族をささえる。

また在宅緩和ケアに向けて、下記の条件が示された。

- 1) 患者・家族の強い希望と意思があること。
- 2) 家庭内の介護力が確保されていること。
- 3) 地域の医療機関との連携(かかりつけ医があること)。
- 4) 社会福祉資源の活用(充実した訪問看

護や介護援助サービスが受けられること)。

- 5) 緩和医療の研修(痛みや苦しみを軽減するような医療が受けることができること)。

次に、山口県高齢者保健福祉サービス基盤整備の取組みについて平成9年9月に県が示したことについての説明があった。それによると山口県高齢者保健福祉計画は、全体として概ね順調に進捗している。本県の高齢化は計画を上回って進行、そのテンポも全国に比して急激である。これに対し、県の対応としてホームヘルパーは計画的な増員を促進。デイサービスセンターおよび在宅介護支援センターは未設置町村の解消に重点。ショートステイ専用ベットは新設特養への併設や養護老人ホーム改築時の整備促進。訪問看護ステーションは、広域利用を含めて郡部における整備の促進。特別養護老人ホームおよび老人保健施設に関しては

施設整備の促進とし、以下の個別対応基準が示された。

(1) 圏域要件

- 圏域の人口構造に大きな変動が認められること。
- 地域に計画目標を超える整備を必要とする特別な事情があること。
- 当該施設整備が、地域の在宅サービス充実への波及効果を持ち得るよう他の在宅保健サービスが一定の水準にあること。

(2) 計画要件

- 必要な入所ニーズが確実であること。
- 地域が必要とする在宅サービス機能を併設する整備計画であること。

以上要件該当の適否について個別に審査するとしている。

その他、郡市医師会からの意見・要望がだされたが、次号の県医師会報を参照されたい。

## 10 月 度 月 間 行 事

日	行 事	場 所
3	心 電 図 研 究 会	光 商 工 会 館
7	レ ン ト ゲ ン 勉 強 会	医 師 会 事 務 局
8	定 例 理 事 会	医 師 会 事 務 局
24	医 師 会 員 ・ 職 員 の 懇 親 旅 行	土 井 ヶ 浜 や よ い パ ー ク 他
28	月 学 術 例 講 演 会	光 商 工 会 館

## 新入会員紹介

浦川 学

光市立病院 脳神経外科



### 新任のご挨拶

この度、光市立病院に脳神経外科を開設するにあたり、平成9年10月1日より赴任いたしました。私自身は高校生まで光市で過ごしており、その恩返しのためにも、今後光市立病院の脳神経外科が発展していくように頑張りたいと思います。

脳神経外科の対象疾患は、施設によっても異なりますが、脳卒中、頭部外傷、脳腫瘍、機能的脳疾患（三叉神経痛、顔面けいれん）等です。これまでの自分の経験では、一般的な脳外科施設では患者が運ばれてくると脳神経外科医がまず診察し、各種の画像診断を行い、手術が必要であれば手術を行い、夜間であれば麻酔もかけ、手術の後は全身管理から、リハビリテーションの指導を行い、退院後の施設の斡旋から、外来での抗凝固剤の投与や血圧管理までも行っています。外来はほとんどが頭痛と脳卒中後遺症の患者さんで、脳卒中の危険因子のコントロールとリハビリの相談等が主な仕事となりました。

光市立病院での脳神経外科がどのような役割を果たして行くべきなのか、現在模索中です。できるだけ早期に、できれば今年中に手術可能な設備を整え、近い将来、複数の脳神経外科医で夜間の緊急手術等にも対応可能な体制としたいと思います。また、来年には脳ドックを開始し、脳卒中予防の一翼を担うとともに、光市においても“脳卒中は脳外科へ”という社会通念が定着するよう頑張っていきたいと思います。

### プロフィール

出身地 山口県  
出身校 山口大学医学部  
略歴 山口大学附属病院脳外科等

### 10月度定例理事会

日時：10月8日(水) 午後7時30分～

場所：医師会事務局

出席者：近藤、前田、梅田、河村、光武、  
赤崎、松村、藤原、吉村

議題：

- 1) 休日診療所について (近藤会長)
- 2) 市民調査について (梅田理事)
- 3) 4半期の会計報告 (前田副会長)  
理事会了承
- 4) その他
  - ①パートの給与と労働時間に関する件
  - ②旧渡辺医院を貸医院としたい旨、申し出があり、理事会了承。但し新規開業とする。

- ㊦ 集団的個別指導の件
- ㊧ 徳山医師会の看護学校の件
- ㊨ 10月の学術講演会は講師に赤崎先生
- ㊩ 忘年会は12月11日の予定
- ㊪ 臨時総会は1月27日の予定

### 10 月 度 月 例 会

日時：10月28日(火) 午後7時～

場所：光商工会館

出席者：17名

(学術講演会)

演題「呼吸器診断の症例について」

講師 光市立病院 赤崎信正先生



### 心電図研究会 (第112回)

光市・下松市医師会合同

日時：10月3日 午後7時30分～

場所：光商工会館

出席者：12名(光市医師会員8名)

講師：河野隆任先生

症例：

- 1) 65才、♂、(主訴) 前胸部圧迫感(診断)  
左前下行枝の狭心症から心筋梗塞に移  
行した症例
- 2) 79才、♀、(主訴) 夜間の左胸痛(診断)  
左前下行枝の狭心症の症例
- 3) 81才、♂、(主訴) 左胸痛(診断) 心筋  
梗塞—左前下行枝の完全閉塞の症例

### 下松・光医歯会合同ゴルフコンペ

10月5日(日) 於 周南カントリークラブ  
優勝 1) 団体戦(各チーム上位5名の  
ネットの和)  
：下松(下松387、光395)  
2) 個人戦：梶原 良先生

氏名	OUT	IN	GROSS	H.D.	NET	順位
梶原 良	47	61	108	35	73	優勝
西 辻	41	42	83	8	75	2位
横 山	45	44	89	13	76	3位
河村 謙	53	55	108	32	76	4位
吉 田	48	46	94	16	78	5位
森 本	45	41	86	7	79	6位
荻 野	50	45	95	15	80	7位
秀 浦	46	49	95	14	81	8位
市 原	46	50	96	15	81	9位
光 武	47	46	93	11	82	10位
赤 崎	47	53	100	18	82	11位
前 田	50	49	99	16	83	12位
岡 藤	51	49	100	17	83	13位
松 村	54	50	104	21	83	14位
兼 清	46	52	98	14	84	15位
白倉 守	48	51	99	14	85	16位
藤 原	53	51	104	19	85	17位
守 田	45	50	95	9	86	18位
藤 村	47	50	97	11	86	19位
白倉 安	48	54	102	14	88	20位
河村 洋	54	55	109	20	89	21位
石 崎	58	61	119	30	89	22位
重 岡	57	52	109	18	91	23位
明 石	47	58	105	12	93	24位
諏 訪	53	55	108	15	93	25位
岡 田	55	64	119	24	95	26位
藤 本	60	59	119	22	97	27位
清 水	56	53	109	9	100	28位

## 光市医師会会員・職員懇親旅行

日 時：10月26日

場 所：土井ヶ浜弥生パーク・金子みすず記念館・金子みすず公園・香月泰男美術館

参加者：会員—8名 職員、家族—61名



### 「懇親旅行記」

それまでの温かい日に比べ、気温は平年並みとなり少し涼しく感じられたが、良い旅行日和となりました。今年は少し早めの七時に室積を出発。旅行の始まりです。バスの中で、ガイドさんの話を聞いたり、ビンゴゲームをしたりして楽しみました。私はビンゴゲームで三位にビンゴとなり、賞品を頂きました。おまけにこの旅行記を書くことにも大当たりし、運が良かったのか悪かったのか…。

バスは順調に土井ヶ浜弥生パークへ到着しました。バスを降りて、まず最初に目に入ったのは大きなモニュメント。あれは何だろうと思っていると、ドームで説明を聞き「英雄」がしていた貝の腕輪だと謎が解きました。ドーム内では何体もの人骨が眠っていましたが、一番印象に残ったのはそれが皆、西を向いているということです。彼ら

### 松村医院職員

は西の方向に故郷への思いを込めていたのかもしれませんが。人類学ミュージアムには、弥生時代のことが、シアターや展示などで分かりやすく紹介しており、二千年前の人々を想像しながら見学しました。

次に行ったのは金子みすず館。場所を間違えるというハプニングもありましたが、それも旅の良い思い出です。みすず館には優しさあふれる詩が展示されていました。金子みすずは、人があまり気付かないようなことにでも思いやることのできる人だと思いました。今度他の詩も読んでみようと思います。

その後みすず公園で、日頃の運動不足を解消させ、お腹がすいたところで山村別館での松茸会席。日頃あまり食べられない松茸を十分に堪能させていただきました。料理に満足し、次の海産物センターに到着。ガ



イドさん曰く、皆さん海を知らない人ばかりのようで、手に手にたくさんのお土産を持ちバスへ駆け込んでいました。

そして香月美術館へ。暗さが漂うシベリア・シリーズ。明るく開放的なタヒチの絵。可愛らしいブリキのおもちゃ。作品のそれぞれに、香月泰男がその時感じていた心が伝わってきました。緒方拳が書いたという美術館の看板もしっかり目に焼きつけて美術館を後にしました。

帰りに秋吉台により、カルスト台地やス

スキの草原など、素敵な景色を見て楽しみました。後は光に向けて帰るだけです。少し疲れたのかバスで眠っている人もいましたが、無事に旅行を終えることができました。

今年の旅行は芸術の秋、食欲の秋などいろいろな秋を楽しめて充実した一日でした。この旅行を十分に楽しめたのは、担当である河村先生ならびに光医師会の方々のおかげだと思っています。大変お世話になりました。



## レントゲン勉強会(第20回)

日時：10月7日(火) 午後7時～

場所：医師事務局

講師：徳山中央病院 岡本安定先生

## 胃ガン検診フィルム読影委員会

日時：10月7日・14日・21日・27日

—午後1時～

場所：新日鉄診療所

## ⅢⅢ あとがき ⅢⅢ

今年の11月は「小春日和」という報道をよく耳に致します。「小春」とは陰暦の10月の異称で、現在では11月にあたります。晩秋から初冬にかけて朝晩は寒くても、日中はおだやかで暖かい日とを「小春日和」と呼んでいるようです。例年の11月に比べ、暖かい日が多いのでしょうか。

暖かい気候とは反対に、証券会社の不祥事・銀行の不良債券問題など暗いニュースが多い中で、土井さんの日本人初の宇宙遊泳という快挙に、ほっと胸をなでおろしております。

「小春日和」の休日に、正義霊社を訪ねてみました。うっそうとした木立に囲まれて、世俗と離れた風景にのみ込まれ、はるか「天正」の世に、想いをはせておりました。表紙の写真にはそんな雰囲気はでていないようです。

恒例の医師会員・職員懇親旅行は、少し肌寒い日でしたが、のんびりと終日をすごし、ひとときの心の洗濯ができました。お世話いただいた河村先生と、「懇親旅行記」を書いていただいた松村医院の職員の方にお礼を申し上げます。

(吉村)

発行所	光市医師会 TEL 0833 72-2234
発行者	近藤龍一
編集者	広報担当
印刷所	光市光井一丁目15番20号 中村印刷株式会社